

会 議 記 録

会議名称	平成 30 年度 特別職報酬等審議会
日 時	平成 30 年 12 月 12 日（水）午後 0 時 00 分～午後 1 時 32 分
場 所	中棟 5 階 第 3・第 4 委員会室
出席者	委員 秋山、金子、小林、佐藤、内藤、丹羽、藤井、和田 区側 区長、副区長（宇賀神）、総務部長、区議会事務局長、総務課長、 人事課長、職員厚生担当課長、区議会事務局次長、 教育委員会事務局庶務課長、監査委員事務局次長、総務係長、 給与係長、人事係長、教育委員会庶務係長、区議会事務局庶務係長、 区議会事務局法務担当係長、総務係担当
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別職報酬等審議会委員名簿 ・ 特別職報酬等関係資料 ・ 政務活動費関係資料
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 区長挨拶 3 区側紹介 4 諮問文提出 5 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特別職報酬等について (2) 政務活動費について 6 答申文作成についての確認 7 総務部長挨拶 8 閉会

○総務課長 お待たせいたしました。ただいまから、平成30年度特別職報酬等審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、委員の皆様の紹介をさせていただきます。

昨年から引き続いて委員をしていただいております、内藤会長でございます。

○総務課長 秋山委員でございます。

○秋山委員 よろしく申し上げます

○総務課長 金子委員でございます。

○金子委員 よろしく申し上げます。

○総務課長 小林委員でございます。

○総務課長 本年度から新たに委員をお引き受けいただきました佐藤委員でございます。

○佐藤委員 佐藤でございます。よろしく申し上げます。

○総務課長 佐藤委員の委嘱状につきましては、席上にて配付させていただきます。

では、今度はこちらの列に参ります。

藤井委員でございます。

○藤井委員 おはようございます。

○総務課長 丹羽委員でございます。

○丹羽委員 おはようございます。

○総務課長 和田委員でございます。

○和田委員 よろしく申し上げます。

○総務課長 どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、都合により、白石委員と新たに委員をお引き受けいただきました菊地委員が欠席となっておりますが、出席者の数は定足数に達しておりますので会を進行させていただきます。

なお、審議会でのご発言につきましては、お手元のマイクがございますのでご利用いただくようお願いいたします。

また、会議録作成のため、速記者が入っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

では、初めに区長からご挨拶をいただきます。区長、お願いいたします。

○区長 はい。本日は、大変お忙しい中、平成30年度特別職報酬等審議会にご出席をいた

だきまして、誠にありがとうございます。区長の田中良でございます。委員の皆様におかれましては、日頃より杉並区政にご理解をいただきまして、心より御礼申し上げます。

さて、この特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額にかかわる内容を皆様にご審議をいただき、答申をしていただくというものでございます。

日本の経済状況でございますが、緩やかな回復基調が続いております。先行きにつきましては、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかに回復していくことが期待されております。

このような近年の景気回復基調を反映して、国や東京都、政令指定都市を初めとする多くの地方公共団体の人事委員会勧告が引き上げとなる中、特別区人事委員会からは、職員の給料表については平均2.46%に及ぶ、過去に例のない、大幅な引き下げ勧告がございました。

本来であれば人事委員会勧告は尊重することが基本でございますが、今回の勧告は30年ぶりに実施した行政系人事・給与制度の抜本的な改正の過渡期に生じた一過性のゆがみが主な要因であると考えられまして、勧告どおり実施した場合には、行政系人事・給与制度改正の円滑な実施に支障を来すほか、引き下げの影響は各方面に及ぶことも懸念をされます。

また、職員の給与は、公務としての近似性、類似性を重視し、国家公務員の給与水準を基本に、他の地方公共団体の給与制度との均衡を図ることが求められており、国や多くの地方公共団体において給与水準の引き上げが見込まれる現在の情勢を考慮する必要があるなどとの考えから、特別区長会といたしましては、慎重に熟慮を重ねた結果、本年の人事委員会勧告の取り扱いについては、勧告の実施を見送ることといたしました。

本日の審議会では、こういった状況を踏まえて、委員の皆様方からの率直なご意見を賜りたく存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○総務課長 続きまして、区側の出席者をご紹介します。

宇賀神副区長でございます。

○副区長（宇賀神） どうぞよろしくお願いをいたします。

○総務課長 関谷総務部長でございます。

○総務部長 よろしくお願いをいたします。

- 総務課長 手島人事課長でございます。
- 人事課長 よろしくお願いいたします。
- 総務課長 松沢職員厚生担当課長でございます。
- 職員厚生担当課長 よろしくお願ひします。
- 総務課長 佐野区議会事務局長でございます。
- 区議会事務局長 よろしくお願いいたします。
- 総務課長 植田区議会事務局次長でございます。
- 区議会事務局次長 よろしくお願ひします。
- 総務課長 都筑教育委員会事務局庶務課長でございます。
- 教育委員会事務局庶務課長 よろしくお願いいたします。
- 総務課長 和久井監査委員事務局次長でございます。
- 監査委員事務局次長 よろしくお願ひします。
- 総務課長 最後に私、総務課長の原田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の議事の進行は、内藤会長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

- 会長 それでは、審議に入ります。

本日はこの審議会に対して諮問を行いたいと聞いておりますので、これを受けます。よろしくお願ひします。

- 区長 それでは、諮問文を読ませていただきたいと思ひます。

杉並区特別職報酬等審議会会長、内藤一夫様。

杉並区長、田中良。

区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額の適否について、杉並区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき諮問する。

(区長より内藤会長に諮問文手交)

- 区長 どうぞよろしくお願ひいたします。

- 会長 はい。お預かりします。

お預かりしましたので、それではこれから議事に入りますので、区長、副区長には退出していただきたいと思ひます。

(区長、副区長退室)

○会長 それでは、会議の公開非公開についてですが、これから議事に入りますが、当審議会の会議は、原則公開となっております。本日の会議は公開で行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○会長 はい。ご異議がございませんので、本日の会議は公開で行うこととし、傍聴席については、杉並区特別職報酬等審議会傍聴要綱に基づいて手続を行うこととし、傍聴人から事前に撮影、録音の希望がありましたら、これについては許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(了承)

○会長 はい。

次に、答申文及び会議録の取り扱いについて、事務局から提案があると聞いておりますので、事務局から提案をお願いいたします。

○総務課長 事務局です。

本年度から、答申文について、これから皆さんに議論していただいた内容をまとめた答申文につきまして、ホームページ上で公表していきたいと考えております。

また、合わせて、会議録につきましても、ホームページにおいて公表したいと考えております。なお、ホームページに公表する会議録につきましては、事前に委員の皆様の内容を確認していただいた上で、委員の皆様の発言は個人名ではなく、「委員」として記載した上で公表いたしたいと考えています。

また、なお、今までも情報公開請求があった場合につきましては会議録を公開するというようになっておりましたが、情報公開請求の場合につきましては、名前を記した会議録を公開して参る予定でございます。

以上でございます。

○会長 答申文及び会議録についてホームページで公表したいという提案がございましたが、ホームページに公表することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○会長 はい。それでは、ご異議がございませんので、答申文及び会議録につきましては公表するいたします。

それでは、ただいま区長から諮問がございましたので審議に入りたいと思います。

まず、報酬等に関する議事に入ります。

特別職報酬等関係資料に基づき、事務局から説明をお願いいたします。

○職員厚生担当課長 私からは、去る10月10日に示されました特別区人事委員会勧告の概要及び勧告を受けた特別区長会の対応について説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページをご覧くださいと思います。

資料の1ページ、こちらは特別区人事委員会が作成いたしました勧告の概要でございます。こちらに記載してあります、給料及び期末勤勉手当にかかる内容等をまとめたものが5ページになります。5ページの方をお開きください。

まず5ページ目の1、勧告の概要でございます。

1の勧告の概要をごらんください。

まず1点目が月例給でございます。民間と特別区職員の給与の較差、公民較差がマイナス9,671円、率にしてマイナス2.46%存在しているということで、給料表の改定を行う内容となっております。この改定に当たりましては、原則全ての級及び号給の給料月額を引き下げを行うものでございます。

2点目が特別給でございます。期末手当、勤勉手当を合わせたものを特別給と呼んでおりますが、現行でのその支給月数は年4.5月となっております。今回の勧告におきましては、民間の支給月数が年4.62月になっているということから、年間の支給月数を0.1月引き上げ、年4.6月とし、引き上げ分につきましては、民間の状況を考慮して、勤勉手当に割り振るという内容となっております。

特別区職員の平均年間給与の減少額でございますが、今回の勧告どおり改定を実施いたしますと、年間給与が643万6,000円となりまして、改定前の平均給与額655万9,000円に比べまして、約12万3,000円減少することになります。なお、今回の改定が実施された場合は過去最大の下げ幅となっております。

次に、国や都、政令指定都市の勧告の状況を説明させていただきます。2番目の国、他団体の状況をご覧ください。

国、都、政令指定都市、いずれにおきましても、月例給は引き上げまたは据え置き、特別給におきましては全て引き上げとなっております。

国や他団体におきまして引き上げのこのような勧告が出されている中で、特別区が、なぜこのような大幅な引き下げなのかということにつきましては、3番目、マイナス勧告の主な要因をご覧くださいと思います。

こちらにつきましては、30年ぶりに改正を行いました行政系人事・給与制度、それが主な要因と、このように考えております。

で、ここで1枚めくっていただいて、6ページ、補足資料、行政系人事・給与制度の改正について、6ページのこちらの資料を使用いたしまして、少し特別区の人事・給与制度について説明をさせていただければと思います。

特別区におきましては、これまで、制度改正の背景というところの記載にありますように、係長職昇任選考における受験率の低下という課題を抱えておりました。このページの一番下の図をご覧くださいければと思います。

左側が改正前の8層制と書いてある、役職が8層あったときの制度でございますが、これまでは、一番下から2番目の2級職から3級の主任主事になるために試験を受ける。続きまして、3級の主任主事から4級の係長になるに当たっても試験を受ける。さらに、6級以上の管理職になるに当たっても試験がありました。

ということで、3級の主任主事につきましては、係長になりたい、なろうということで試験を受けない限りは、そのまま主任主事でいられた。そういったことが許容されていた制度でございました。

導入当時の昭和の時代におきましては、主任主事は当然係長になることを前提に受験するという感覚であったと思います。当時の受験率は40%を超えておりました。ところが平成に入ってから、昇任意欲の低下により受験しなくなりまして、受験率が平成27年度には11.7%まで落ち込み、主任主事の役割が不明確という問題点が指摘されるようになってまいりました。

さらに人事委員会が実施したアンケートによりますと、職責に見合った給与処遇でないということが上位職への昇任を迷う理由の一つという調査結果も出ておまして、管理監督職の確保のため昇任意欲を醸成する給与制度の構築も必要であると、こういう問題意識も持っておりました。

こうした背景の中で、実に30年ぶりの制度の改正がこの4月に行われたところでございます。改正の大きなポイントの1点目が、いわゆる役職が8層制から6層制へ改正したということでございます。これまでの旧1級から旧3級までを廃止いたしまして、新1級と新2級を設置いたしました。これによりまして、先ほど申し上げたこれまで主任主事や係長になるためには、それぞれ試験を受けて昇任していた制度を改め、新1級から新2級の主任になるための試験を合格。合格した後、その後一定年数を経過すれば、本人が昇任したいとい

うような希望ではなくて、係長にふさわしいと判断した職員につきましては試験を受けることなく、区長の指名によりまして昇任させることができるようにいたしました。

2点目が、係長や課長などの上位の職と下位の職との給料の水準に格差をつけて、昇任するメリットをより一層つけるようにいたしました。

こうした改正を行った結果でございますが、A3判の5ページにお戻りいただけますでしょうか。5ページ左側、先ほどの3、マイナス勧告の主な理由内の青枠及び右側の図も合わせてご覧いただければと思いますが、一部の職員が係長への昇任を希望せずに新1級などに移りました。また、主任主事ではあるのですが、処遇といたしまして組合との合意に基づき、係長の給料をもらっていた職員が存在しておりました。この制度につきましては、平成19年度に廃止しておりますが、当時の制度の適用を受けて、現在、年齢が50歳後半になっている職員が一部残っております。これらの職員につきましても、新2級と新1級に移りました。

5ページ右側の図、赤印の矢印、上段の表を見ていただければと思います。

この赤印の矢印で下においていく、杉並区を含めた特別区の職員全部の数で示させていただきましたが、それぞれ旧3級の主任主事などから約2,000人が新1級へ降りました。係長の給料をもらっていた職員も、約1,600人が新1級に降りたということでございます。

これらの職員の給料につきましては、人事委員会の方が給料表の切り替え時に著しい影響が認められる場合は、必要な範囲で調整する必要があるといった意見を踏まえまして、労使合意によりまして当時の額を保障する、いわゆる現給保障という措置をとらせていただきました。

こうした結果、5ページ目の右側中段のグラフを見ていただければと思いますが、新1級の中で、1,800人、約10%の人がほかの人の平均給料よりも10万円以上高い、多い給料をもらっている。こういったことの影響を受けまして、人事委員会は民間よりも給料が高いというふうにみなしたものと考えております。

また、5ページ目の右側の下段をご覧いただければと思います。今回のマイナス勧告は、人事委員会が、今回の制度改正に伴いまして、比較する民間企業の役職の見直しを行ったことも一因であると考えております。

これまでは、旧2級の係員は、1,000人未満の企業規模におきましては、民間企業の主任と給与を比較しておりました。ところが、今回の制度改正によりまして、旧2級の係員が全体の4分の3を占めるようになった新1級。新1級の中で4分の3が旧2級の係員であるわけ

なのですが、それらを含めた新1級につきましては、民間の主任とそれよりも下位の係員、こちらの給与を平均した金額と比較することになりました。このことも民間より給与が高いと判断された一因ではないかと考えております。

左側の3のマイナス勧告の主な要因にお戻りください。

今回の引き下げ勧告につきましては、これまで説明してきたような行政系人事・給与制度の抜本的な改正が主な要因であると考えておまして、特に今申し上げた、係長より下位の職において見直しを行って、当時、主任主事と呼ばれた職員の一部が今よりも下位の係員を希望したことなどに伴いまして、同種同等の民間との比較により、今回の異例の結果が示されることになったと考えております。

4番、特別区長会としての勧告実施の見送りをご覧いただければと思います。

こうした中、特別区長会におきましては、今回のマイナス勧告は、過去に既に廃止した制度の積み残しなどの影響を受けた、制度改正過渡期の、一過性のひずみに過ぎないというふうに考えております。また、国や他団体が給与水準を引き上げる中で、特別区において有為な人材が確保することが困難になる。こういったことだけでなく、消費税の引き上げも予定されている中で、特別区職員などの消費行動を縮小させる懸念がなされているところでございます。また、税収面での影響も含め、地域経済全体への影響を及ぼすことも考えられております。さらに、特別区の給与水準が国との均衡が求められている中、国と比較して、平成29年度の4月の時点で、99.6、平成30年におきましても、国と比較して近似した数字が見込まれて、まさしく国と均衡している状態というふうに言えると思われま

す。

他団体が引き上げをしようとしている中で特別区のみが大幅に引き下げると、こうした状況も考慮する必要があると考えております。こうした特別区を取り巻く環境、他団体との均衡の観点から総合的に判断いたしまして、特別区長会として給料表及び勤勉手当の改定を行わないという判断をしたところでございます。

私からは以上でございます。

○総務課長 はい。それでは、引き続き私から7ページ以降の資料について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、7ページの給与勧告率の推移でございます。こちら、職員の給与等に関する、特別区人事委員会勧告の推移でございます。表の一番下の、平成6年度から13年度までは、引き上げ勧告でございましたが、その後、引き下げまたは据え置き勧告となり、26年度か

ら29年度までは4年連続で引き上げ勧告となっておりますが、30年度は先ほどご説明したとおり引き下げ勧告となっております。

次が8ページから11ページの資料でございます。

こちらは、これまでの特別職報酬等審議会の答申概要等の推移でございます。

一番最後の11ページの昭和62年から始まりまして、下から順に上がっていきまして、8ページの一番上の平成29年度の記述が一番直近のものでございます。

こちらの資料を見ますと、特別職の報酬等につきましては、昭和62年から平成6年までは引き上げ、平成17年及び19年は期末手当のみ引き上げ、その後19年から平成25年までは引き下げ、あるいは据え置かれておりました。なお、議長の月例給与は、平成23年に、答申によらず、議員提案により単独で減額してございます。平成26年度は人事委員会の引き上げがあり、これと同様に引き上げの答申が出されました。ただし、議員報酬等は答申によらず、区議会の判断で据え置きとされております。27年度から29年度につきましても人事委員会の引き上げ勧告と同様に引き上げの答申が出され、各特別職及び議員報酬等を引き上げてございます。

続きまして、12ページをご覧ください。期末手当及び勤勉手当の推移でございます。

こちらの方は、一般職員の期末手当、勤勉手当、合計、そして、区長をはじめとした特別職、議員の期末手当についての推移を示してございます。

一般職は、平成9年度、10年度の5.25月をピークに減少しましたが、平成26年度から引き上げたので現在4.5月となっております。特別職、議員は、一番下、平成7年度の4.4月から増減を繰り返しまして、26年度から引き上げとなり、現在3.98月となっております。

なお、議員につきましては、先ほどご説明しましたが、26年度に改定を行わなかったため、現在3.73月となっております。

続きまして、13、14ページ。両面資料でございますが、こちらをご覧ください。

この資料は、区長、副区長、教育長、代表監査、議長、副議長、委員長、副委員長、議員の報酬等につきまして、今回の区長会の決定と同様に、勧告を据え置いた場合の資料となっております。

ちょっと飛ばして、18、19ページをご覧ください。

同じような形式のものがございますが、こちらは人事委員会の勧告どおり実施した場合の、今申し上げた特別職の報酬等になってございます。

13、14ページの後ろにピンクの紙を、18、19ページの後ろにブルーの紙を、それぞれ23区の中での位置付けの資料が3枚にわたって付けてございます。

では、13、14ページに戻りまして、まず区長会の決定と同様に、勧告を今回据え置いた場合につきましては、当然増減額はゼロで現在と同額の報酬となっております。

では、15ページ、ピンクのA3資料をご覧ください。

まず、今回の区長会の決定と同様に報酬を据え置いた場合の基本給料の月額でございます。順位を見ますと、杉並区は、区長、副区長ともに23区中18位、教育長が19位、常勤の監査委員代表が3位、常勤の監査委員その他は5位、議長が23位、副議長が19位、議員が20位となっております。

次が、16ページでございます。こちらは、本年6月1日現在の23区別の年間の収入額の状態でございます。年額順になってございます。

まず、区長は23区中3位、副区長が2位、教育長が13位、常勤の監査委員代表、常勤のその他の監査委員とも2位、議長が23位、副議長が14位で、議員が15位となっています。

17ページをご覧ください。

こちら、期末手当だけを取り出した資料でございます。23区の期末手当の支給月数と年額になってございます。順位は、区長、副区長が2位、教育長が3位、常勤の監査委員代表、その他ともに2位、そして議長が18位、副議長が12位、議員が14位となっております。

なお、本日の資料の参考資料としまして、一番最後のところに、この、白い、同じような表、資料でございますけれども、特別職ごとの年収や期末手当の内訳を示した資料を添付してございますので、合わせてご確認いただければと思います。

では、次、18、19ページ、両面の資料をご覧ください。

こちらは、人事委員会勧告どおり給料月額を2.46%引き下げ、期末手当の支給月数を0.1月引き上げた場合の資料となっております。

勧告どおり実施した場合は、年間収入の減額ですが、区長が37万8,217円の減、副区長が30万4,357円の減、教育長が26万43円の減、代表監査が23万3,889円の減。

裏面に参りまして、議員の年間収入の減額ですが、議長は24万7,260円の減、副議長は22万4,029円の減、委員長は18万5,243円の減、副委員長は17万8,625円の減、議員が17万1,138円の減となります。

続きまして、今度はブルーの、青い資料でございますね。青い資料の20ページをごらん

ください。

今回、杉並区が人事委員会勧告どおり引き下げを実施した場合の23区の位置付けでございます。この場合は、杉並区のみが人事委員会勧告を実施、他の23区は現状のままという前提で作成いたしました。

まず基本給料の月額でございますが、順位を見ますと区長が18位から19位、副区長も18位から19位、教育長は19位のまま、常勤の監査委員代表は3位のまま、常勤の監査委員代表その他は5位から7位、議長は23位のまま、副議長が19位から22位、議員が20位から23位となります。

次に、21ページでございます。年間の収入の状況でございます。

区長が23区中、3位から7位、副区長は2位から7位、教育長が13位から16位、常勤の監査委員代表、常勤のその他の監査委員は2位のまま、議長は23位のまま、副議長が14位から19位、議員が15位から19位となります。

次の22ページでございますが、これは、期末手当につきましては0.1月引き上げですので、順位の変動等はございません。

次に23ページでございます。23区別の行政数値の比較でございます。人口、世帯数、面積、議員数、職員数、今年度の普通会計当初予算を記載してございます。杉並区は平成30年1月1日現在の人口が約56万人、世帯数約32万世帯でございまして、こちらはともに6位でございます。面積は34.06平方キロメートルで8位、議員数は4位、職員数は6位、予算規模は9位といった数字になってございます。

次に24ページでございます。杉並区における財政状況の推移でございます。普通会計の24年度から29年度までの決算数値に基づいた財政状況を示した表でございます。記載の歳入総額(A)と歳出総額(B)ですが、一般会計の決算値は全体に増加の傾向でございます。

次に下の段の形式収支額(C)でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた現金ベースでの収支結果を表示してございます。29年度は28年度に比べまして、約16億円増加しておりますが、これは29年度の歳入の増が、歳出の増に比べて、より増加したためでございます。

次にその下の翌年度に繰り越すべき財源(D)でございますが、翌年に建設工事などの事業を繰り越すときには財源も一緒に繰り越す必要がございます。その財源を示していただきまして、29年度は前年度と比べて、約1億6,000万ほど減少しておりますが、これは28年度が特別養護老人ホームの建設助成等でより多くの財源を繰り越す必要があったため、それと比

べると29年度は財源を繰り越す金額が少なくなったため、減額となったものでございます。

次に(E)の実質収支比率でございます。表の下に用語説明という形でこの比率の意味を記載してございます。財政の健全度を示す指標の一つとなっております。29年度は7.6%となっております。

(F)の実質収支額ですが、これは形式収支額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたものでございます。これによって黒字か赤字かを判断する材料となっております、前年度に比べまして、18億ほど増加してございます。

(H)の経常収支比率も表の下に用語説明として記載されておりますが、財政構造の弾力性を示す指標で、人件費や扶助費など容易に縮減できない経常的経費の支出を示す割合を示しており、29年度は82.6%になってございます。実質収支比率や経常収支比率につきましては、適当と言われている数値から若干超えておりますが、特段の問題のない数値と認識してございます。

(K)は人件費比率でございます。歳出総額に占める人件費の割合ですが、こちらは年々減少しており、29年度は19.8%となっております。

続きまして、25ページをお開きください。

上のグラフは実質収支比率の推移でございます。先ほど申し上げました杉並区の実質収支額、実質収支比率のほか、23区の平均値が折れ線グラフとなっております。

続きまして、下のグラフをご覧ください。

平成20年度から、経常収支比率の推移でございます。杉並区の経常収支比率と23区の平均値が折れ線グラフとなっております。

続きまして26ページ、基金についての資料でございます。上段は基金残高の推移で、23区の平均値と杉並区の比較となっております。基金残高は24年度以降増加傾向に転じていまして、これは行財政改革の推進等による財政調整基金への着実な積み立てと、基金と区債のバランスのとれた活用を行ったことによるものでございます。

次に、27ページをご覧ください。区債についての資料でございます。

上段は平成21年度から区債残高の推移で、23区の平均値と杉並区の比較となっております。区債につきましては、次世代の負担の公平化を考慮しまして、適切に特別区債を活用する方針で、29年度は天沼三丁目複合施設——「ウェルファーム杉並」と呼んでございますが——の整備、公園等の整備、例えば柏の宮公園、下高井戸おおぞら公園等でございますが、あと桃井第二小学校の改築などのために、約49億円の区債を発行してございます。

下の段は23区別の区債の残高となっております。

このように、今、財政状況をご説明しましたが、杉並区の財政状況の推移を見ますと、23区の平均値と比較しましても大きな乖離はなく、杉並区の財政状況は一定の健全性が確保されているものと認識してございます。

最後になりますが、28ページをご覧ください。

毎年4月1日現在の杉並区の職員数及び人件費、人件費率の推移でございます。上のグラフの職員数ですが、平成20年度の3,868名から、29年度は3,467名と、401名の削減となっております。

下の人件費及び人件費率の推移でございますが、こちらは職員数の減により人件費が平成20年度の389億から29年度の366億円と、23億円の削減となっております。

以上で、私からの説明でございました。

○会長 はい。ご説明ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に関し、各委員からのご意見、ご質問をお聞きしたいと思います。

それでは、指名させていただきますので、ご意見をお願いしたいと思います。

まず、●●委員、何かご意見、ご質問ございませんか。

○委員 はい。資料の5ページの表でございますが、特別区長会の対応についてのグラフでございますが、この一番右下のグラフの一部、1,600人の方々が、今回の新たなる制度の改革によって少しずれたといいますか、ゆがみが出ている給与の方々が32.5万円の方々がいらっしゃるんですけども、これらの方々が退職されていく中で、どれくらいこの解消に時間がかかる——推移といいますか。その推移については毎年どれくらいとか、または何かピークがあって何年にどんと減るとか、そういう数字的な詳細はおわかりでしょうか。

○職員厚生担当課長 はい。私の方からお答えさせていただきます。

一応杉並区の現状で行きますと、今お話のありました現給保障の方、1級と2級に少し残っていますが、大体5年程度で8割弱は一応いなくなるであろうと想定しております。特別区全体におきましても、同じような傾向であるかと把握しております。

○会長 はい。よろしいですか。

○委員 はい。ありがとうございます。その5年で、何かピークはありますでしょうか。5年後には大体8割方なくなるということですけども。

○職員厚生担当課長 はい。一応、大体平均的なんですけれど、30年度の中でそれなりの方、200人を超える方が杉並区におきますと削減されていく、ここが一番大きな山かなというふうに思っております。

○委員 ありがとうございます。

○会長 それでは、続いて●●委員、どうぞお願いします。

○委員 はい。今回、ちょっと資料が、非常に配付されたのが遅かったものですから、中身を全部読んでいるわけじゃないので、個別的なところで、全体の像をちょっと確認したいのですけれども。

今回の人事委員会勧告というのは、あくまでも、従来のひずみを解消しようということによって、解消するためにはこうなるよと、こういうような理解でよろしいのかどうかというのがまず第1点。

そして、その解消によって、実際に減額されるんだということになった場合の影響というのは、平均的に大体どれくらいの影響が出るのかということをやっと一つ、数字的に確認したいのと。

それで、今回、区長会の方で、その辺については、据え置きをやるというような形のあるが出ていますが、その場合の財政負担がどれくらいになるのか、この辺をちょっと総合的にご説明願いたいと思います。

○職員厚生担当課長 まず1点目につきましては、制度を改正して、あるべき姿といえますか、係長になるべき人にはなってもらおうと。職務に合わせて、給料についても昇格メリットをつけていく。こういう制度にしていくための一過性のひずみであると考えております。そういった移行期において、こういった特異な状況が起きてきているのかなというふうに認識をしています。

そうした中で影響は、というお話がございましたが、影響額につきましては、特別区全体におきまして、もし引き下げ勧告どおりに実施した場合は、23区全体で87億の減、杉並区におきましては約5.2億円の減が想定されていたところでございます。ただ、今回実施をいたしませんので、現状維持ということでございます。

○会長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○委員 では、一応個人的に、例えば平均的な金額でいいんですが、例えば減額になるという場合、これ、ひずみがある人だけを減額するというのではなくて、全体を下げるという話ですよ。そうしますと、平均的に要するに給料がこれだけ減るんだよというよう

な数字というのは分かるんですか。

○職員厚生担当課長 はい。5ページ目の1の勧告の概要にも書かせていただきましたが、全員の平均年間給与で行きますと、約12万3,000円の減ということになっております。

○委員 はい。わかりました。

○会長 それでは、続きまして●●委員、お願いいたします。

○委員 それでは、適切な質問かどうかわかりませんが、もしお答えできれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

まず1点目なんですけど、今回、この特別区人事委員会の勧告を凍結したとして、来年度またどのような人事委員会勧告が出るかはわかりませんが、また来年度も減額措置といったような勧告が出たと想定した場合、あるいはもう想定する必要はないのかどうか、そこは私にはわかりませんが、あえて想定した場合、この凍結という方針は、今後も特別区の区長会としてはその方針を継続される予定なのかどうか、これがまず1点目です。

それから、2点目は、資料の24ページでございますが、この人件費比率、杉並区が19.8%ということでございますが、23区全体での人件費比率は特別区はどの程度なのか、この2点をお教えいただければと思います。

○職員厚生担当課長 まず1点目の、勧告見送りを受けて来年度以降どうなるかということですが、公正中立の第三者機関がどのように判断するかは分からないところでございます。

基本的には勧告尊重という立場を我々は維持しておりますので、今回はあくまでも本当の異例な判断と考えております。ただ、今後の状況によっては同じようなことが想定されるものではないかという危惧はもちろんあるところでございます。

我々といたしましては、先ほどもお話がありましたが、そのひずみの部分の人だけ下げるとか、そういったことはできなかったのか、人事委員会の中で、どういった議論の中で、全体を押しなべて減額することにしたのか、それらの点について説明責任を果たしていただきたいということで、特別区長会の方から人事委員会の方には申し入れをしているところでございます。なぜ、これだけ、23区、全国的に従来と違うことが、特別区だけで起きてしまったのか、人事委員会として説明してもらった上で、しかるべき対応をとってまいります。基本的には勧告尊重の立場と考えております。

2点目、人件費比率でございますが、手元に資料がございませんが

○総務部長 総務部長の関谷です。

今申し上げたとおりなんですけれども、23区には様々な会議体がありまして、それぞれ職層ごとに、総務部長でいうと総務部長会、それから人事の担当の課長会、区長会でも活発に色々議論が出ておりました。その中で、今般の状況は、やはり特殊な状況であって、その時にそうした状況を考慮した算定ができなかったんだろうかという疑問点が示されました。これは職員団体の方もそうですし、我々理事者といいますか執行に当たるサイドの方も、そういう疑問点というのはございました。

しかし、基本的に人事委員会は、そもそも法制度上、労働基本権が制約されている代償としてできている仕組みでございますので、人勧尊重というスタンス自体は一向に変わっていないというところでございます。

ですから、今、先ほど担当の課長がお話をさせていただいたとおり、区長会の方でも人事委員会には、こうした問題認識を適時適切に伝えていって来年度の勧告の参考にしていただくということは言うておりますし、そのとおりにはしていかなければならないというふうに私どもは思っているところでございます。

それから、人件費比率については、23区全体では16.2に対して、杉並区は19.8ですが、これについては、実はよく疑問が示されるのです。じゃあ杉並区の人件費というのは高いのかと。実は、人件費比率は、財政の規模によって左右される比率です。同じ人口規模で職員数がほぼ同じでも、例えば、大型の工事等投資事業が多く、財政規模が大きいところは人件費比率が低くなります。こうしたこともあって、人件費比率というのは一概にきちんとした比較はできないという側面があると受け止めているところです。

職員数については、昨今で行くと23区の多くの区がオリ・パラ需要だとか、さまざまな行政需要で増に転じていますけど、杉並区の方は3年間で20名減というスタンスをとっており、行革努力を継続しております。

○委員 ありがとうございます。

○会長 それでは、続きまして、●●委員の方からお願いします。

○委員 あんまり数字のことはよくわかりませんが、このピンクの方で、大分、上の方に行ったり、下の方に行ったりしていますけれども、この辺はどうなのかなと思います。

と、もう一つは、係長と課長の間の試験がなくなるということなんですけれども、そういう点は、課長さんたち、係長さんたちをどのようにして引き上げていくのかなと、ちょっとそれが思っております。よろしくをお願いします。

○総務課長 総務課長です。

杉並区の特別職の報酬の特色としましては、給料月額是他区と比べると低くなっていますが、期末手当の報酬の方が高いということで、年収額で見ますと、先ほどご説明しました2枚目の表になるということでございます。

なお、その年収額の内訳につきましては、先ほど申し上げましたが、参考資料として、その年収額がどういう内容なのかということ、別職ごとに記載してございますので、ご参考にしてください。

○人事課長 はい。すみません。先ほどお話のあった、係長にどう引き上げていくのかというお話でございますけれども、今回、新2級職主任という職につきましては、係長になることを前提とした職なんだということで、職の位置付けをさせていただきました。

ですので、そこにはペーパーの試験を実施、昇任試験を実施するんですが、合格をいたしますと最短で5年なんですけれども、5年たった段階で、人事評価等を総合的に判断しながら区長の方から指名をして、あなたは係長になってくださいという形で引き上げていくと、今まではそこでも手挙げ制で試験を実施しなければいけなかったのが、なかなかやっぱりそこで躊躇する方も出てくるということになります。今回はそこはなくなったということで、数多くの係長を生み出していければというふうに考えてございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 それでは、●●委員、お願いいたします。

○委員 はい。すみません。大分かぶってしまうところもあろうかと思えますし、ちょっと的外れになるかもしれません。基本的に人事委員会勧告の方は尊重していくよということについては理解をいたしました。先ほどもありましたとおり、今後どうなるんだという問題もそこに帰結するのかなと思うのですけれども。今し方ありましたとおり、この5ページの表の右側に棒グラフが突き出ているところを無視すればということでの論理だというふうに思うんですけど。

今ありましたとおり、ちょっと私もわからないんですが、この公民較差というのは結局、昇任していかない限りはずっと生まれ続けるんじゃないのかなというところも、からくり上あるのかなと。私がちょっと間違っているのかもしれないんですけども。そうすると、今あったような形でしっかり昇任させていくということをしなないといけないんですけども、今の話ですと、しっかり係長にというようなことで、いわゆる指名制になるんで上がるよという話だったんですけども、先ほどの話ですと、逆に指名しても上がらなかったというか、断ったという人がいたからというような話だったと思うんですけども、

その断る人が多いとなると、なかなか上に上がらないと給料も上がらない。そうすると公民較差が生まれてくるというような、だからそんなような感じもしないでもないんですけども、その辺の、もし、ちょっとからくりといいますか状況というのがわかれば。ちょっと的外れかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○人事課長 先ほど担当の課長も申しあげましたけれども、今回につきましては、いわゆる主任主事と言われた位置付けの不明確な職に2,000名、杉並で行くと1,200名ですかね、おりましたけれども、その者が全員1級職、通常の平の係員に降りるという形の制度の切り替えを行いました。ですので、その段階で先ほど申し上げた2級職、主任には、なるとすると必ず基本的には将来係長になるんだと。それを拒否、拒絶した職員も、実は1,200名のうち100名ほど、実は杉並区の場合、おりました。で、この方々はまだ40代の方が非常に多いものですから、今、●●委員がおっしゃったとおり、定年退職までまだ時間がありますので、続いていけばこういう問題点は継続していこうかというふうには思っておりますが、ただ、やはりそういった方々に対しては我々としても引き続きやはり声をかけながら、やっぱり係長を目指していただきたいということは常に言っていきたいと思えますし、例えばやはりその方のライフプランというものも当然あるかと思いますが、研修等の中で、そういったその方の考え方を少しずつやはり和らげていこうというようなこともこれからやっていきたいというふうに思っているところでございます。

あと、2級職については、先ほど申し上げたとおり、自動的に基本的に係長になっていくということになりますので、そこは——ただ、いろんな個人的な事情も全く考慮しないわけではないんですけども、時間をかけてでも基本的には係長になっていただくと、そういう方法をとっていききたいと思えます。

○会長 よろしいでしょうか。はい。

それでは、続きまして●●委員、お願いいたします。

○委員 それでは、最初に質問の方からお願いをしたいと思うんですけど、5ページの一番下の4番のところで、区長会の見解として過渡期に生じた一過性のひずみではないかというようなことを言っているんですけど、確かに過渡期に生じたことはわかるんですけど、このままいくと一過性で済むのかなと。今年限りでこの問題が解決するかというと、そうでは——この5ページの右下の方の表を見ると、かなり比較の方法が違ってきているんですよ。今までのことを、これ、だけど違ってらるんで、このひずみというのはそんなに簡単に解消できるものかなというのが質問のまず1点でございまして。

もう一つは、人事委員会が何でこんなことが分からなかったんだろうかという疑問は大変強く感じますね。現在、特別区は今回初めて制度改正したんだけど、東京都は、今、やっぱり6級制ですか。8級制なんですかね。その辺のところ、東京都の方の事前のそういうのがあれば、それを考えてやっておけばこんなことはなかったんじゃないだろうかなというふうに思いますし。先ほどからお話を聞いていますと、人事委員会はそれっきりで、何も、フォローも何もしていないというふうに聞こえているんですけど、実際、人事委員会というのはやっぱり第三者機関であっても、このような混乱を起こした責任というのは私はあるというふうに思いますし、人事委員会自体の汚点ではないかなというふうにも考えていますので、今後の区長会の対応なんかについても若干教えてもらえれば助かるなと思います。

それから、意見ですけれども、意見もという話があったんですけど、意見は、この審議会は、人事委員会の勧告あり、区長会の判断があり、各区の判断があって、で、ここに諮問文が出てきていますので、私は区長の判断に従ったような答申をすればいいのかなというふうに思います。

はい。以上です。

○会長 では、はい、お願いします。

○人事課長 この状況がやはり一過性なのかどうかというお話でございしますが、やはり、先ほどもちょっと他の委員のご質問にもお答えいたしましたけれども、やはりこういった、非常に給料の高い方の特異な山につきましては、先ほども申し上げたとおり、やはり最低でも5年ぐらいは続いていく可能性があるということを想定してございまして、やはりその間については、努力はいたしますけれども、一気にそれが解消するということはなかなか難しいということですので、一定期間、やはり5年程度というのはこのひずみを抱えながら、どのような給与勧告を出していくかということを考えていかなければいけないのかなと思っております。

それから、人事委員会の方ですけれども、この行政系人事制度につきましては平成25年から29年にかけてずっと検討して参りまして、この検討に当たっては人事委員会の管理職も一緒に出てございまして、29年の区長会の報告が出た段階で、このような結果が生まれてくるということは、一定程度、我々人事課長会においても想定をしてございました。人事委員会の方としても、これを知らないということはありませんというふうに思っております。

ただ、やはり人事委員会の方としては、公民較差のやり方だとか比較方法等につきましては一定のルールがあるという中で、実態を踏まえながらも、それ以上のやはりルールを尊重しなければいけないという判断が中にはあったのかなというふうにも推測しているところでございます。

それから、東京都につきましては、今は、局長を除きまして、部長から下は5層制になっているところでございます。

それから、人事委員会の責任というお話も最後にございましたけれども、やはりこの点につきましては、先ほども総務部長からもお話がございましたけれども、区長会からは、やはり今回の勧告に対する問題点も、人事委員会の事務局長に対しまして、ほぼ全員の区長から指摘をしております。ですので、そういった、人事委員会の方としても、やはり今回の勧告に対しての一定の責任といたしますか、そういったものは当然感じていただいているものというふうにこちらは想定しているところでございます。

以上です。

○委員 はい。

○会長 よろしいでしょうか。

それでは、最後に●●委員、お願いいたします。

○委員 私、今回初めての出席になりまして、全体を把握していなくて大変申しわけないんですけども、この制度改正に伴って、下位の級へ移行したということなんですけども、この制度改正、このときだけであって、今後は私ももうちょっと下におりたいとか、そういう現象というのは今後起きる可能性はあるんでしょうか。その辺を質問させていただきたいと思います。

○会長 お願いします。

○人事課長 今後どうかということなんですけれども、これまでも実はあるんですけども、実は係長になったけれども、やっぱり体調を崩して、係長として務まらないということで、一つ下の職におりることがございました。あるいは、例えば主任、これから今、主任ですと今度係長にならなければいけないんですが、やはりそういった体調だとか等を含めて、自分は係長はちょっと困難だとなれば、2級主任職からその下の係員の1級職に降りると。こういったことは多分想定の中にはございまして、何人か出てくる……

○委員 ここへもう一方の方が移るといようなことは、もう……

○人事課長 まあ、これは、正直なことを言って、やはり、中には可能性としては、全く

ないとはちょっと言い切れないかなというふうには思っているところでございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 はい。どうも、皆さんありがとうございます。

ここまで色々と活発なご意見をいただきましたが、報酬などについての審議をまとめさせていただきますと、人事委員会勧告の内容や特別区長会の考え、また現状の給料や報酬額、区の財政状況等をさらに、現在、社会経済情勢等を考慮すると、特別職の給料については今回は据え置き、区議会議員の報酬額についても今回は据え置くということが何とか妥当ではないかというふうに考えますが、よろしいでございましょうか。はい。

○委員 ちょっといいですか。

○会長 意見。はい、どうぞ。

○委員 その前にちょっと確認なんですけれども、当然、今のここで言うところの新1級の前の旧3級、旧一、二級の方々の報酬については、当然、これ、人事委員会も、まあ了解していたのか、あるいは見て見ぬ振りをしていたのか、分かっていたはずだと思うんですが、その辺の是正が今回一遍に噴き出したというのは、何かその噴き出した理由というのがあるんでしょうか。その辺ちょっと、すみませんが確認したいと思うんですが。

○人事課長 噴き出したというか、基本的にまず申し上げますと、先ほども説明させていただきましたが、今回のこの制度に伴って、いわゆる今もらっている給料は保障しますよということで、これは区長会と職員団体の方での取り決めの中で整理されたところでございます。この内容につきましては、人事委員会の方も現給を保障するという人が生じてくるということは十分認識をしていたはずだというふうに思っております。

ただ、先ほど申し上げたように、公民較差をやる段階で、国等が定めた一定のルールの中で比較をしていくと、こういった現給保障の方もその枠の中にどうしても入り込んでしまっていて、当然その中で比較をして高くなっていけば、当然それは引き下げなければいけないという、そういった一般的な比較方法のルールの中で行きますと、こういう考え方にしかなり得なかったというところが今回の着地点なのかなというふうに思っておりますので、人事委員会としてこれを知らなかったということは、正直あり得ないかなというふうに思っております。

○総務部長 すみません、若干つけ加えさせていただきますと、この間、関係者のいろいろな考え方が示され、また、様々な議論があって、その中で、人事委員会の役割についても言及されている方々が関係者の中で多かったと思います。一過性の歪みを考慮せず、公民

較差だけに着眼して、今の現状をいわば機械的に当てはめて算定した結果、高いから引き下げると判断が妥当なのかどうかということだと思います。

今回、人事委員会に着眼していただきたい点というのは色々あって、それは行政系人事制度の改正の背景ですね。職員の士気を高めて、昇任意欲の醸成をしていく。加えて、他と比較し、遜色のない給料を設け、職員を採用する。こうした経営的な視点の重要性ですね。例えば、現状では、人材確保にかなり苦慮しておりまして、例えば、特別区は東京都とも同一の試験日になっております。ですから、そうすると、やっぱりこういう状況の中でいくと、学生も過敏になって、東京都の方をチョイスしていく、あるいはほかの都市、自治体の方に流れていく。民間が優位な中で、そういう状況も生じると。

そういう、総合的にさまざまな状況を考慮していただいて、今回の一過性のひずみの部分という点について算定上考慮していくための工夫ができたのではないかと。そういう意見が多く見受けられました。ですから、そうしたことも含めて、人事委員会の方には、区長会の方ではきちんと来年度の勧告に向けて伝えていくというような流れになっておりまして、それは確認してございます。

○会長 ありがとうございます。

どうぞ、●●委員。

○委員 これは私の、本来の審議会の使命と違うんで、お願いというか、そういうことになるかと思いますが、今のお話に関連しまして。

人事委員会勧告って、本来、非常に、基本的には尊重してそのままやっていくのが大原則という中で、区長会にしても、それをあえて曲げなければいけなかった理由がこうやってあると。この理由が人事委員会の勧告を出す際の審議過程の問題もございましょうし、そもそものこの問題となった現給保障者のひずみみたいなものが、こういうのがあったということやをぜひどこかに記録しておいていただいて、今後の人事制度において、常識的なマトリックスをぱっとはめたときにひずみが出てしまうというような人事制度を行わない、行くと後でひずみが出るというこの経験をぜひ生かしていただいて、制度に生かしていただければと。これはお願いでございます。はい。

以上でございます。

その他、大学生、人材確保等々のためには、今ここで総じてマイナスにするというのが全然論外であるということはよく理解できますので、はい、それを踏まえた上でお願いでございます。

○総務部長 はい。それは、特別区長会、23区もそうですけれども、私どもの方も、この辺のところはしっかりと分析しながら対応して参りたいし、今いろんなご意見がございましたけど、これも様々な機会がございますので、23区の方にも伝えていきたいというふうに思っております。

○会長 はい。よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 はい。大変色々難しいこの局面でございますが、今回こういう苦渋の判断ということで、現状維持ということで、皆さんのご理解をいただいて決定させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 はい。では、ありがとうございます。

それでは、続きまして政務活動費について審議に入りたいと思います。

政務活動費関係資料に基づき、事務局からご説明をお願いいたします。

○区議会事務局次長 私からは、お手元、政務活動費関係資料に沿ってご説明をさせていただきます。恐れ入ります、座らせていただきます。

まず1枚おめくりいただきまして、こちら1ページから10ページは、政務活動費に関する条例規則、規程についてでございます。特に、昨年度以降、大きな変更というのはございません。

4ページをご覧ください。こちら、第9条関係、政務活動費を充てることのできる経費の範囲として、10項目、分けて記したものでございます。例えば1番、調査研究費。こちらの方は括弧書きにございます施策等に関する調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費等に充てられるということを記した表になっております。ご参考ください。

続きまして、7ページをご覧ください。7ページ、規程の第2条、支出基準についてでございます。こちらは、次に掲げる経費は政務活動費に要する経費に該当しないものということで、9項目掲げております。

1点目が選挙活動。2点目、政党活動。3点目、後援会活動。これらに関しましては、政務活動費が使えないということでございます。議員活動につきましては、多種多様にわたっておりますが、特に、選挙、政党、後援会、これらの活動には政務活動費を充てることのできないということでございます。

次、8ページをご覧ください。下の方の別表、政務活動に要する経費細目でございます。

下の表につきましては、各調査研究費等、項目についての支出割合、また上限額を定めたものでございます。例えば、調査研究費。月極駐車場は上限が2分の1。また、次のガソリン代につきましては、視察報告書が出たものを除き、上限2分の1。また、議員1人当たり5,000円ということで、具体的、詳細に記しているものでございます。

この2分の1という按分比率につきましては、先ほどお話ししましたように、議員活動は多種多様にわたっております。特に、政務活動とそれ以外の活動をなかなか具体的に線引きすることが難しい場合は、按分比率を2分の1というふうに定めるのを基本としております。ただし、この2分の1以上支出する必要がある場合は、具体的にその説明をするということになっております。

次に、11ページをご覧ください。こちらの方は、各区の政務活動費について記したものでございます。月額8万円から24万円、それぞれの区で条例により定めております。杉並区は年額192万、月額16万円、10位という位置付けになっております。特に、この杉並区の条例制定、平成13年、各区とも同じでございますが、それ以降、改定はされておられません。

1ページおめくりいただきまして、12ページをご覧ください。杉並区における政務活動費の推移についてでございます。主なところのみご説明をさせていただきます。

12ページの表、上から3番目、平成13年3月でございますが、こちらの方は政務調査費という旧の名称での条例制定について記してあります。杉並区におきましては、会派への交付、また議員個人に対する交付、2種類、それを行っているところでございます。

続きまして13ページをご覧ください。平成22年3月、一番上の欄でございます。こちらの追加事項としまして、政治資金パーティーの経費や政党及び政治団体の年会費に関する支出を禁止するなど、それぞれ区民の疑義を生じやすいものについての見直しを進めてきているものでございます。

一番下の欄、平成24年9月、こちらは地方自治法の改正によりまして、政務調査費の名称が「政務活動費」に変わりました。こちらは議員の調査研究費その他の活動に資するため、「政務活動費」に変えたものでございます。「また、議長は、政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めること」というのが明記されております。

14ページ、平成25年2月、これは先ほどの法改正に伴い、条例等を改正したという動きでございます。

続きまして、15ページでございます。平成28年3月、こちらにも区民からの疑義を生じな

いようにということでございまして、ガソリン代2分の1に加えて、議員1人当たり5,000円の上限額を設定いたしました。また、自己所有、自宅兼用の事務所、こちらは私的な活動、生活と、なかなか線引きができない、難しいということで、光熱水費は計上できない。また、翌年29年3月には、賃借料も計上できないというふうに改めたものでございます。

一番下の欄、昨年度、平成30年3月でございまして。インターネット等情報端末の通信料がかなり活発に政務活動で使われているようになっております。こちら、上限2分の1を設けたものでございます。

また、政党、政治団体の団体年会費につきましては、必ず規約等を添付するなど、こちらでも説明、また透明性を高めたということでございます。

16ページ、一番下の欄、平成30年11月、現在の時点におきましては、引き続き使途に関する事項また監査結果についての指摘を受け、見直し等の検討を、政務活動費調査検討委員会で見直しの検討を行っているところでございます。

また、改めて、弁護士2名、会計士1名による専門委員会を設置してございます。こちらの意見も伺いながら、見直しを進めているところでございます。

16ページ、2、自主改善でございまして。こちらの方、今お話ししました政務調査費調査検討委員会が、平成21年以降、見直しを続けております。また、翌年、平成22年度以降、専門委員会の方で専門家の方々のご意見、ご助言をいただき、また、議員の方々の収支等の具体的なものを抽出したものを確認して、ご意見を伺っているところでございます。

いずれにいたしましても、区民の疑義が生じないように、また議員個々、それぞれ政務活動費の使途につきまして、具体的、合理的な説明責任を果たすべき検討を進めて、見直しを図っているところでございます。

17ページ、ご覧ください。こちら、金額の推移でございまして。

続きまして、18ページ、平成29年度、昨年度の政務活動費の支出状況でございまして。1番の議員から14番の議員までは10割、14名、支出をしているということでございます。また、15番から18番、4名の議員が9割の支出、執行率ということでございます。以下、それぞれ続いておまして、5割未満の議員に関しては7名、うち2名は交付を受けていないという状況でございまして。

執行率に関しましては、個人の平均が83%、また会派への支給の平均が59.4%、トータルで76.1%という数字になっておまして、昨年度75.4%でございまして、若干執行率が上がっているという状況でございまして。

私からは以上でございます。

○会長 はい。どうもありがとうございます。

それでは、事務局の説明をいただきまして、各委員からまたご意見、ご質問をお聞きしたいと思います。

それでは、初めに、●●委員からお願いします。

○委員 以前にも、ちょっとご質問させていただいたかもしれません。この2名のお受け取りにならない議員の、何というか、理由というかご趣旨と申しますか、それは何か共通したものがあるのでしょうか。

○区議会事務局次長 やはり個々のお考えというのは具体的にお聞きしておりませんが、やはり議員活動として、どのようにそれぞれ活動するかということの姿勢の一つのあらわれかと思えます。ですから、この政務活動費192万を全部使っているからその分だけ政務活動を活発に行っているということを表しているわけではなく、また、政務活動費を受けていない方々が政務活動をしていないかということ、一切そういうことはございません。それぞれの個々の方々の議員としてのお考えによるものと思われます。

○会長 はい。

それでは、●●委員もお願いいたします。

○委員 ちょっと具体的な話になって申しわけないんですけども、いわゆる後援会の方に行く場合での費用というのは、政務活動費には該当しないよと。ただ、後援会活動に行ったときに、そこで区政報告をするというようなことが間々あるんですが、そういうようなケースというのはどういうふうに考えればいいんですか。

○区議会事務局次長 やはり報告会の開催の方法等を具体的な報告を受けまして、後援会の活動を目的とせず、純粹に区政報告、区の動き、またそれに対する区民の方のご意見を頂戴する、その部分を政務活動と捉えまして、全体が10と数えたら、その部分は2であるとか、そのような形での按分をしての支出という形になります。

○会長 よろしいですか。

それでは、続きまして、●●委員、お願いいたします。

○委員 1点だけお聞かせください。

政務活動費調査検討委員会というのがある。さらに専門委員会、弁護士、公認会計士、それぞれ先生方2名、1名、3名ということでございますが、この専門委員会というのは、定期的で開催されるのでしょうか。それともアドホックに、必要に応じて開催される組織

为什么呢。ちょっとお教えてください。

○区議会事務局次長 定期的に、最低、年3回、開催しております。

○委員 はい。ありがとうございました。結構です。

○会長 はい。どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、●●委員、ご質問をお願いします。

○委員 私もちょうと、受けていない人の、ちょっと、どういうわけで受けていないのかなとちょっとお聞きしたいのと。

もう一つは、公明党と共産党。あれはどうしてこれだけで、合計だけなのかなと、ちょっと思いました。すみません。

○区議会事務局次長 やっぱり、受けない方に関しましては、それぞれの理由等はあるかと思えますけれども、やはり今までのいろんな、その方々の、議員の活動等の経過等があるかと思えます。

また、2会派に対しての交付をしているというのは、それぞれの議員さんの考え、会派の考えで、個人ではなくて会派で受けて、会派でその政務活動費を処理して、それぞれ活動していくという位置付けで、このような形になって出されてくるというものでございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 はい。

それでは、●●委員、お願いします。

○委員 特段、原案に反対するというものはありませんが、11ページのこの資料で、例年同じような質問があるかもしれないんですけども、この1位の世田谷区と、最下位という言い方がおかしいんですが一番下の荒川区。これだけ差があると、何でかなという素朴に思って、議員さんの活動はそんなに大きく変わらないという中で、もし、その、区の違いみたいなのがわかれば、改めて教えていただきたいんですけども。

○区議会事務局次長 先ほど他の委員のご質問があったように、政務活動費の多い、少ないで、その議員の方々の活動を図れるものではないというのは言い切れると思います。

また、高い区と少ない区の違いにつきましては、ちょっと、その当時、いかなる理由で下げたのかというのはちょっと把握してございませんけども、やはり議会、こちらは条例ですので、議会の総意として検討がなされ、政務活動費としては減らす、または高く設定するということになろうかと思えますけども、資料をご覧のとおり、世田谷区に関しまし

ては、制定当時からこの額で来ておりますので、そのとき、最初の制定時にそのような議論、平成13年に行われたということも推測でございます。

○会長 はい。

それでは、●●委員、お願いいたします。

○委員 特段、質問はございませんで、意見だけで申し訳ないんですけど。

昨今でも、やっぱりこの問題は、使い方について、時々マスコミが大変騒いだり、住民の方のご批判を受けているというような部分がありますんで、杉並についてはそのようなことがないように、ぜひ、お願いできればなというふうに思います。

それと、もう一つは、この交付金額、活動費そのものは、私は据え置きでよろしいかというふうに、意見として申し上げます。

○会長 はい。

それでは、●●委員、お願いいたします。

○委員 また初歩的な質問で申しわけないんですけども、この月額16万幾らで、年間で192万ですか。これは、年額として1回お渡しして、それで最終的に帳票類と一緒に、返納する方は返納するという形になっているのでしょうか。

○区議会事務局次長 四半期ごとに、四半期ごとの金額をお支払いしておりますで、精算は、最後、年度末に行うということで、そこで戻入等していただくという形になります。

○会長 よろしいでしょうか。はい。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 よろしいでしょうか。

ご意見、ご質問、これでよろしいですね。

(なし)

○会長 はい。

色々ご意見いただきましたが、今年の政務活動費についての審議をまとめさせていただきたいと思います。

現在のままで据え置くという方針でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 はい。ありがとうございます。それでは、現在のままで据え置くということが適当であるということになりましたので、決定させていただきます。

それでは、答申文の作成に向けての確認をいたしたいと思います。

今回の区長の諮問に対する答申に向けて、本日審議をしましてまいりました内容を確認したいと思います。

区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額については、現在のまま据え置き、区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額についても、現在のまま据え置きが妥当であるということを審議会の決定といたしまして答申文を作成して、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 はい。ありがとうございます。

事務局で答申文作成に際しての考えはございますか。

○総務課長 はい。事務局です。

本日の審議会におきまして、委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえて、答申文を作成して参ります。

答申文の作成に当たりましては、会長と事務局で調整させていただきまして、答申文の案を作成させていただきます。それを皆様にお送りしてご確認いただいて、ご意見等ございましたら、指定の期日までに事務局へご連絡いただきたいと思います。

出された意見をもとに再度会長と調整し、皆様にも再度ご確認いただいた上で答申文を確定し、区長に提出したいと思います。

確定しました答申文につきましては、写しを事務局から委員の皆様にご改めましてお送りいたしますので、今日の審議以降、早速会長と詰めまして、答申文（案）を皆様にお送りしたいと思いますので、ご確認いただければと思います。

○会長 それでは、最後に総務部長からの挨拶をお願いいたします。

○委員 ちょっといいですか。

○会長 はい。

○委員 今回は特別だったと思うんですけど、やっぱり資料というのを、これ、全部一晩で見ろというのは不可能です。我々、やっぱり委員としては、資料全体をばっと見て考え方を決めるんで、今回は特別だと思うんですが、次回からはそういうことのないようお願いしたいと思うんですよね。それ、ちょっと、お願い事項ということで。

○会長 部長、お願いします。

○総務部長 はい。本当に申し訳ございませんでした。

当初、報酬審議会、もう少し前に設定をさせていただく予定でございましたけども、人事委員会の異例の勧告があって、それについて様々な状況が想定されましたので、延期と

いう判断をした結果、この師走の、年末に近づいた時期に設定をさせていただくということになりましたこと、本当に申し訳ございませんでした。

また、資料についても、状況説明のために、多くの資料を作成し作らせて頂いたため、御配布が前日となってしまったことも大変申し訳なく思っております。

今後こうしたことがないように、資料は、最低限3日ぐらい前、あるいはもっと、理想的に言うと1週間ぐらい前までにお届けできればと思っておりますので、今後、それについては一層配慮していきたいと思っております。

本日は長時間にわたり、議員の報酬それから政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について、活発にご審議いただきまして、ありがとうございます。

今後、答申文については、会長と調整させていただくとともに、答申の内容を受け止めて対応してまいります。甚だ粗辞でございますが、ご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。

○会長 はい。

それでは、以上で本日の審議会を終了いたします。どうも、長時間ありがとうございました。